

325 感染症対策の推進

32501 感染症危機管理体制の確保

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	感染症発生情報が
	意図	感染症対策のため行政、医療機関、集団生活施設や県民に提供され活用されている

主な取組内容

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染症の患者が発生した場合、家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。

1 感染症サーベイランス事業

感染症に関する情報を収集し、コンピューターオンラインシステムで感染症情報センターに送信します。感染症の発生状況を把握することで、まん延を防止します。

情報収集箇所は、インフルエンザ定点医療機関 10 カ所、小児科定点医療機関 6 カ所、眼科定点医療機関 1 カ所、STD 定点医療機関 3 カ所、基幹病院定点医療機関 1 カ所です。

2 新型インフルエンザ対策事業

平成 21 年 4 月にメキシコで確認された新型インフルエンザ (H1N1) 対策として、発熱相談センター・発熱外来の設置、ワクチン接種体制の整備等に取り組みます。

(1) 関係機関とのネットワーク構築

新型インフルエンザの発生又は恐れが生じた場合に備えて、関係機関相互の総合的な体制を整備し、迅速かつ適切に対応することによって、地域住民が安心して生活できる環境を確保します。

ア 鈴鹿亀山地域健康危機管理ネットワーク会議の開催

鈴鹿亀山地域の住民に感染症等健康危機事例の発生又は恐れが生じた場合に備えて、関係機関相互の総合的な体制を整備し、迅速かつ適切に対応することによって、安心して生活できる環境の確保をはかることを目的に開催します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿地区薬剤師会、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿県民センター、鈴鹿保健福祉事務所

開催日・場所	内容
第 1 回 平成 21 年 4 月 28 日 (火) 鈴鹿庁舎 衛生教育室	ア 新型インフルエンザに関する経過報告について イ 第 1 回新型インフルエンザ対策本部員会議の報告について ウ 今後の新型インフルエンザ対策について
第 2 回 平成 21 年 5 月 22 日 (金) 鈴鹿庁舎 第 47 会議室	ア 新型インフルエンザの状況について

(2) 啓発活動の実施

新型インフルエンザに関する正しい知識の啓発を行います。

ア 研修会・講演会の開催

新型インフルエンザの現状や予防方法について正しい知識を持ち、感染を最小限に防ぐために、住民や職員に対して研修会・講演会を開催します。

開催日	研修会・講演会名	対象者
平成 21 年 4 月 27 日 (月)	新型インフルエンザ対策にかかる職員研修会	鈴鹿庁舎職員
平成 21 年 5 月 1 日 (金)	鈴鹿市新型インフルエンザ講演会	鈴鹿市職員
平成 21 年 5 月 19 日 (火)	鈴鹿庁舎 総務担当室長等会議	鈴鹿庁舎職員
平成 21 年 7 月 30 日 (木)	第 5 回鈴鹿市新型インフルエンザ検討員会会議	鈴鹿市職員
平成 21 年 9 月 2 日 (水)	新型インフルエンザの現状と予防について	心身小規模作業所職員
平成 21 年 9 月 14 日 (月)	地域別企業向け研修 (鈴鹿会場)	商工会議所会員、地元企業
平成 21 年 9 月 17 日 (木)	新型インフルエンザ予防セミナー	鈴鹿市在住日系外国人
平成 21 年 10 月 16 日 (金)	新型インフルエンザ予防セミナー	EAS 鈴鹿校 (ブラジル人学校)
平成 21 年 10 月 27 日 (火)	インフルエンザ講習会	理容師
平成 21 年 11 月 4 日 (水)	新型インフルエンザ予防セミナー	EAS 鈴鹿校 (ブラジル人学校)
平成 21 年 11 月 9 日 (月)	インフルエンザ講習会	理容師
平成 21 年 11 月 10 日 (火)	新型インフルエンザ対策研修会	JA 三重厚生連職員
平成 21 年 11 月 15 日 (日)	新型インフルエンザ講習会	鈴鹿市道伯町住民
平成 21 年 11 月 30 日 (月)	三重ワンストップサービスデー (個別質疑対応)	管内在住ブラジル人
平成 22 年 2 月 16 日 (火)	動物取り扱い責任者講習会	動物取扱業者

イ 一般向け啓発用リーフレットの作成

作成したリーフレットを英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語に訳し、各関係機関等に広く配布します。

電話相談用チラシ (ポルトガル語)

Aviso da Província de Mie
Para os que estiverem com suspeita da gripe suína

Se você viajou recentemente do exterior, apresenta sintomas tais como febre e tosse e tem suspeita de que está com a gripe suína, favor entrar em contato com os **horários nestas unidades** (centros de diagnóstico temporário da nova influenza) instalados nos postos de saúde listados abaixo. A fim de evitar a propagação da doença, em caso de suspeita, não visite os hospitais ou postos de saúde pessoalmente. Se suas dúvidas **sempre por telefone (somente em japonês)**.

Linhas Diretas para

Posto de Saúde de Kuwana	Tel: 0594-24-3825	Horário de atendimento: 8:30 às 17:15 (incluindo fins-de-semana e feriados)
Posto de Saúde de Suzuka	Tel: 059-382-8571	
Posto de Saúde de Tsuru	Tel: 059-223-5185	
Posto de Saúde de Matsusaka	Tel: 0598-50-0531	
Posto de Saúde de Ise	Tel: 0598-27-5148	
Posto de Saúde de Iga	Tel: 0595-24-8045	
Posto de Saúde de Owase	Tel: 0597-23-3454	
Posto de Saúde de Kumano	Tel: 0597-89-6115	
Posto de Saúde de Yokkaichi	Tel: 059-352-0504	

Horário de atendimento: 8:30 às 21:00, incluindo fins-de-semana e feriados.
 Divisão de Saúde e Bem-Estar da Província de Mie – Escritório de Controle de Riscos Sanitários Tel: 059-224-2339/FAX: 059-224-2344
 Horário de atendimento: 24 h/dia, 7 dias/semana, inclusive feriados.

Para moradores de Mie
 • Aquelas que tiveram febre, tosse e espirros, usam sempre a máscara! Na falta de uma, use um lenço para cobrir a boca e o nariz.
 • Quando for sair, use máscara, lave sempre as mãos e não esqueça da garganta!

Província de Mie Deixe sua fibra acessível para alguns casos de emergência

(3) 電話相談の対応

住民からの新型インフルエンザに関する相談に対応します。

受付期間	相談件数	主な相談内容項目			相談総件数
		症状がある	受診できる 医療機関	予防接種	
発生から発熱相談窓口開設まで (平成21年4月26日から5月16日)		80	38	0	148
発熱相談窓口 (平成21年5月17日から7月7日)		1,213	94	0	1,333
新型インフルエンザ相談窓口 (平成21年7月8日から)		500	269	838	1,947
計		1,793	401	838	3,428

(4) 患者調査の実施(平成21年8月31日まで)

流行初期のインフルエンザ患者に対して積極的疫学調査及びPCR検査を行い、感染状況・集団発生状況を確認します。

発生届出数	患者 6件 ・ 疑似症患者 21件
患者調査実施数	10件【内 クラスター(集団)調査 5件】

32502 感染症予防および治療体制の充実

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	県民一人ひとりが
	意図	感染症を予防しながら生活を営んでいる

主な取組内容

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染者の発生を予防するとともに、患者が発生した場合、家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。
2. エイズをはじめとする性感染症や特定感染症のまん延防止をはかるため、知識の普及、啓発をはかるとともに、検査、医療等の相談など総合的に事業を展開します。
3. 結核患者の早期発見・早期治療のため、結核定期健康診断を実施し、結核のまん延を防ぎます。
4. 結核患者の治療に対して公費負担を行います。

1 感染症の発生状況

(1) 第1類・第2類感染症の発生件数

発生数	0件 (過去5年間の発生件数 0件)
-----	--------------------

(2) 第3類感染症の発生状況(腸管出血性大腸菌感染症を除く)の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
疾患名及び件数	0件	0件	腸チフス 1件	腸チフス 1件 赤痢 1件	赤痢 4件

(3) 腸管出血性大腸菌感染症の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
健康保菌者	1	1	0	2	4
患者	6	1	5	4	7

(4) 検疫所からの検疫通報及び調査件数

通報件数	調査件数
0	0

(5) 細菌培養検査実施件数(行政検査分)

計	赤痢	コレラ	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌
87	34	0	0	0	53

2 エイズ対策及び感染症対策事業

エイズに対する正しい知識の普及啓発をはかるとともに、相談及び抗体検査を実施します。また、希望者には、抗体検査時に特定感染症の検査も実施します。

(1) 相談、検査状況

	計	男	女
エイズ相談件数	169(100.0%)	114(67.5%)	55(32.5%)
エイズ検査件数	169(100.0%)	114(67.5%)	55(32.5%)

(2) 相談・検査件数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
相談数	120	145	282	234	169
検査数	96	136	221	234	169

(3) 特定感染症（梅毒、肝炎）検査

	計	男	女
梅毒検査件数	172	112	60
B型肝炎	265	146	119
C型肝炎	265	146	119

(4) HIV・性感染症予防思春期研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者数
平成 22 年 2 月 28 日（日） 鈴鹿市文化会館	講演「子どもと一緒に親も育つ ～子どもとの関わりの中で大切なこと～」 講師 広島市子ども療育センター診療部長 岡田 隆介 ※HIV・性感染症予防ワーキング(ハートライフの会)と共催	121

3 結核予防事業

結核予防の第一原則である感染源となる患者を発見するため健康診断を実施し、早期発見と早期治療の徹底をはかります。また、まん延防止をはかるために、家族や接触者の検診を行います。

(1) 健康診断の実施状況

区分	検診実人員	ツベルクリン反応	直接撮影	QFT 検査	要医療	要観察
患者家族検診	129	2	97	33	0	2
接触者検診(家族以外)	106	0	35	71	1	2
管理検診	23	0	23	0	0	0

※ 要医療：潜在性結核感染症として予防内服

※ QFT 検査：クオンティフェロン検査

(2) 結核医療事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者を結核病床の有する病院へ入院することを勧告することができます。

これにより生じた治療に要する入院医療費は同法第 37 条で、また通院医療費は同法第 37 条の 2 により公費負担します。治療の内容に関しては、月 2 回感染症診査協議会で審査し、医療の適正化をはかります。また、治療完遂のために、家族や医療関係者と協働で本人への服薬支援も行います。

ア 病状別受療状況

(平成 21 年 12 月 31 日現在)

区分	計	肺 結 核 活 動 性				肺外結核 活動性	不活動性 結核	活動性 不明
		喀痰塗抹 陽性	その他結 核菌陽性	菌陰性・ その他	計			
計	72	10	1	1	12	2	56	2
入院	4	1	0	1	2	2	0	0
うち、法 37 条適用者	1	1	0	0	1	0	0	0
在宅医療	10	8	1	1	10	0	0	0
医療なし	58	0	0	0	0	0	56	2
治療状況不明	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 結核医療費の状況

(ア) 感染症法第 37 条の 2 の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況 (平成 21 年中)

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高 齢者医 療制度	生活 保護法	その他	介護 保険法
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
申請	48	16	1	8	1	0	18	4	0	0
合格	47	15	1	8	1	0	18	4	0	0
承認	47	15	1	8	1	0	18	4	0	0

(イ) 感染症法第 37 条の 2 の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高 齢者医 療制度	生活 保護法	その他	介護 保険法
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
21 年中承認数	16	2	0	2	0	0	10	1	1	0
21 年中解除数	18	3	0	2	0	0	11	1	1	0
21 年末現在	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0

(3) 感染症診査協議会

ア 開催状況

開催日	診査件数 (延べ)
年間 24 回 (毎月 2 回)	92

(4) 結核患者・家族指導

結核患者と家族、接触者に対し、療養や服薬、健診についての指導を行います。

	訪問指導		来所面接	電話相談
		訪問 DOTS		
延件数	103	67	83	404

(5) 結核統計

ア 新登録患者数

() は、感染性肺結核の再掲

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
計	46(28)	32(11)	32(17)	37(23)	29(15)
鈴鹿市	35(21)	23(8)	22(13)	29(18)	23(12)
亀山市	11(7)	9(3)	10(4)	8(5)	6(3)

イ 新登録患者数 (活動性分類・年齢別)

	計	活動性肺結核			肺外結核 活動性	(別掲) 潜在性結 核感染症	
		喀痰塗沫陽性	その他の結 核菌陽性	菌陰性・ その他			
鈴鹿市	計	23	12	6	2	3	3
	0~4	0	0	0	0	0	0
	5~9	0	0	0	0	0	0
	10~14	0	0	0	0	0	0
	15~19	0	0	0	0	0	0
	20~29	2	1	0	1	0	2
	30~39	1	1	0	0	0	1
	40~49	1	0	1	0	0	0
	50~59	1	1	0	0	0	0
	60~69	2	0	2	0	0	0
70~	16	9	3	1	3	0	
亀山市	計	6	3	0	0	3	2
	0~4	0	0	0	0	0	0
	5~9	0	0	0	0	0	0
	10~14	0	0	0	0	0	0
	15~19	0	0	0	0	0	0
	20~29	0	0	0	0	0	1
	30~39	0	0	0	0	0	1
	40~49	0	0	0	0	0	0
	50~59	0	0	0	0	0	0
	60~69	0	0	0	0	0	0
70~	5	2	0	0	3	0	

ウ 登録患者及び登録除外者の状況

平成 20 年末現在 登録数	年内登録			年内登録除外	平成 21 年末現在 登録数
	新規	転入	計		
70	29	1	30	28	72

エ 登録患者数の推移

	平成 17 年末	平成 18 年末	平成 19 年末	平成 20 年末	平成 21 年末
計	98	82	81	70	72
鈴鹿市	77	66	63	55	60
亀山市	21	16	18	15	12

オ 結核死亡数・率、罹患数・率、有病数・率

		計	鈴鹿市	亀山市
人口		248,831	198,052	50,779
結核死亡	計	3	1	2
	率 (10 万対)	1.2	0.5	3.9
罹患患者数	計	29	23	6
	率 (10 万対)	11.6	11.6	11.8
	感染性 (再掲)	15	12	3
	率 (10 万対)	6.0	6.0	5.9
有病者数 (活動性)	計	18	17	1
	率 (10 万対)	7.2	8.6	2.0
	感染性 (再掲)	15	12	3
	率 (10 万対)	6.0	6.1	5.9

*人口については、平成 21 年 10 月 1 日現在

331 健康づくりの推進

33101 健康づくり活動の推進

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	住民、企業、学校、市町等が
	意図	協働して健康づくり活動を推進している

主な取組内容

1. 市、企業、学校、NPO ならびに医師会など関係団体に対し、健康づくり活動の協働体制を確立するための働きかけを積極的に行います。
2. 社会情勢に応じた地域保健活動を推進するため、地域や関係団体等の健康づくり担当者に対して研修会などを開催します。

1 健康づくり総合推進事業

三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくりに関する普及啓発を行うとともに各関係機関と連携し、地域住民が健康づくりに取り組むための環境整備を行います。

(1) 健康づくり委員会の開催

地域保健、学校保健、産業保健、医師会、歯科医師会、NPO 等の関係者で構成し、地域での健康づくりの推進方法を検討するために開催します。

開催日・場所	内容	出席者
平成 22 年 3 月 4 日 (木) 鈴鹿庁舎 4 階 47 会議室	1. 平成 21 年度事業報告 2. 平成 22 年度の取り組みについて 3. 地域・職域連携体制について	14 名 (委員 15 名中)

(2) 啓発活動の実施

啓発活動の取り組みとして、地域で開催された各種イベントへの参加、出前健康講座、リーダー養成研修会等を開催し、健康づくりについて広く PR に努めます。

ア 各種イベントにおける啓発

実施日	イベント名・主催	内容
平成 21 年 4 月 25 日 (土)	家族健康スタンプラリー 連合三重鈴鹿	受動喫煙防止、呼気中の一酸化炭素濃度の測定、禁煙相談、体脂肪、 血圧測定、ストレスチェック、乳ガン検診啓発等 参加者数 計約 1,900 名
平成 21 年 6 月 1 日 (月)	「世界禁煙デー」街頭啓発 鈴鹿保健福祉事務所	
平成 21 年 10 月 18 日 (日)	クローバーフェスタ・あいあいまつり 亀山市	
平成 21 年 10 月 25 日 (日)	いきいき鈴鹿・みなウォーク 鈴鹿市	
平成 21 年 11 月 15 日 (日)	健康展 鈴鹿市 (鈴鹿ベルシティ)	

イ 「ヘルシーピープルみえ・21」コーナーの設置

来庁者が、簡単に健康チェックができるよう庁舎内に血圧計・体脂肪計等を設置します。



ウ 出前健康講座の開催

健康づくりの基本である「栄養」「運動」「休養」「喫煙」の4分野について「ヘルシーピープルみえ・21」の数値目標の考え方や鈴鹿保健福祉事務所における取り組みを説明するため、出前健康講座を開催します。{計6回(175名)}

開催日・対象者	内容	参加者数
平成21年5月12日(火) 食生活改善推進員	総会での講演「食事バランスガイドの活用～メタボリックシンドロームを防ぐために」	65
平成21年5月15日(金) 地域活動栄養士	講習 「中・高校生の食生活の現状について」	10
平成21年5月23日(土) 株式会社 日商	講習 「メタボリックシンドロームを防ぐために」	20
平成21年7月29日(水) 株式会社エイチワン	講習 「メンタルヘルス講習会 部下に対するケアについて」	40
平成21年8月5日(水) 株式会社エイチワン	講習 「メンタルヘルス講習会 部下に対するケアについて」	20
平成21年10月5日(月) 敷島スターチ株式会社	講習 「メタボリックシンドローム予防のための食生活」	20

33102 食環境の整備

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	県民が
	意図	栄養バランスのとれた食生活を営んでいる

主な取組内容

1. 給食施設を運営する事業者や「健康づくりの店」と協働して、健康に配慮した食の提供を行えるよう、食環境の充実をはかります。
2. バランスのとれた望ましい食生活を営む力を身につけ、自分の健康に意識を持った県民をつくるため、人材育成や栄養指導を行うとともに幼児期からの食育を推進します。
3. みえの食生活指針・食事バランスガイドを県民に広く普及啓発を行うとともに、多様な主体と協働した食環境づくりをすすめます。

1 健康食育推進事業

幅広い世代を対象とした健康的な食習慣の形成に向けて、健康バランスに対する理解や「食事バランスガイド」を活用した取り組みをはかり、県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進します。

(1) 給食施設強化事業

健康増進法、健康増進法施行規則に基づき、給食施設の把握、給食施設における栄養管理・食育の充実に向けた指導助言を行うとともに、給食関係者の資質向上をはかるため研修会を開催します。

ア 巡回指導等指導延施設数

施設区分		施設数
特定給食施設数	1回100食以上又は1日250食以上	17
	1回300食以上又は1日750食以上	13
その他の給食施設数		23
計		53

※巡回、集団、電話含む

イ 給食施設従事者研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者数
平成21年9月15日(火) 鈴鹿庁舎4階46会議室	1. 講演「給食施設における衛生管理」 2. 事例提供「事業所給食における喫食者への健康アプローチ」	77

(2) 朝食欠食幼児ゼロ推進事業

幼児期から、生涯を通じて健康的な食生活を営める能力を身につけるために、生物を育み、命の大切さを知り、それを適切に食べることを学ぶ「食育」の推進をはかります。

ア セミナー・研修会の開催

地域や学校等で子どもたちの食生活に関わる方を対象に開催します。

開催日・場所	内容	対象者	参加者数
平成21年10月21日(水) 鈴鹿庁舎4階46会議室	1. 講演「作りたくなる朝ごはん」 2. 取組発表「鈴鹿市教育委員会における朝食欠食予防のとりくみ」	保育園・幼稚園・小学校関係者 他	63

(3) 食事バランスガイド地域協働啓発事業

エネルギーの過剰摂取や栄養の偏りを防ぐため、地域で食生活改善に携わるリーダーを養成し、企業、施設及び団体等多様な主体に対して、「食事バランスガイド」の普及啓発を行います。

ア リーダー研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者	参加者数
平成 21 年 5 月 12 日 (金) 鈴鹿庁舎 4 階 46 会議室	食事バランスガイドの活用～メタボリックシンドロームを防ぐために～	鈴鹿食生活改善推進員	65

イ 協働普及啓発

開催日・場所	内容	協働企業・団体	参加者数
平成 21 年 10 月 14 日 (日) 鈴鹿職業訓練センター	コープみえ 「商品－くらしの交流会」	生活協働組合コープみえ	約 150 名

ウ 出前講座

開催日・対象者	内容	参加者数
平成 21 年 5 月 12 日 (火) 食生活改善推進員	総会での講演「食事バランスガイドの活用～メタボリックシンドロームを防ぐために」	65
平成 21 年 5 月 23 日 (土) 株式会社 日商	講習「メタボリックシンドロームを防ぐために」	20
平成 21 年 10 月 5 日 (月) 敷島スターチ株式会社	講習「メタボリックシンドローム予防のための食生活」	20

(4) 人材育成・支援事業

地域で活動する食に関係する団体、食育関係者等に対して研修や情報発信等を通して、地域リーダーの育成と活動の活性化に向けた支援を行います。

ア 地域活動栄養士研修会の開催

開催日	内容	参加者数
平成 21 年 5 月 15 日 (金)	講習「中・高校生の食生活の現状について」	10

イ 地域活動栄養士会への活動支援

開催回数	延人員	会員数
10	130	13

2 栄養施行事務事業

(1) 栄養表示等相談・指導

健康増進法第 26 条に基づく特別用途食品表示、栄養表示基準並びに同法第 32 条の 2 に基づく誇大表示の禁止に関する相談や指導・助言を行います。

相談・指導件数	4
---------	---

(2) 栄養指導事業

健康増進法第 18 条に基づき栄養相談・指導を行います。

	個別指導延人員			集団指導延人員	
	栄養指導	(再掲) 病態別	(再掲) 訪問による	栄養指導	(再掲) 病態別
妊産婦	0	0	0	0	0
乳幼児	0	0	0	0	0
20 才未満	0	0	0	0	0
20 才以上	8	2	0	113	0

3 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国が指定する地区住民の身体状況及び栄養摂取状況、生活習慣等の調査を実施します。

実施期間	対象地区	対象世帯数
平成 21 年 11 月中	鈴鹿市内 1 地区	17

33103 こころの健康づくりの推進

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	県民一人ひとりが
	意図	こころの健康づくりに取り組んでいる

主な取組内容

1. 県民がこころの健康づくりの重要性を認識し、自ら実践することができるようにするため、こころの健康に関する啓発を行います。
2. 身近なところでこころの健康づくりを支援できるよう、職域、学校、地域機関等と協働して、支援体制を整備するとともに、支援者であるリスナーの継続的なフォローを行います。

1 メンタルヘルス対策事業

こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発など自殺予防対策を推進するための体制を整備します。

(1) こころの健康づくりセミナー

事業主、従業員および安全衛生責任者が、自殺と関係のある強うつ病を早期発見、早期対応し、メンタルヘルスケア対策の必要性を理解するためのセミナーを開催します。

【開催状況】 鈴鹿市医師会地域産業保健センター鈴鹿・亀山分室と共催

開催日・場所	内容	対象	参加者数
平成22年3月4日(金) 鈴鹿庁舎4階46会議室	講演「いまだきのうつ病」 講師 森本メンタルクリニック 院長 森本 義典	事業所主及び従業員 保健・福祉関係職員	50

2 三重県精神保健福祉研修会の開催

行政、学校及び企業のこころの健康相談担当者を対象に、精神障がい者が持つ疾患への理解と対応方法及びメンタルヘルス技法を習得する研修会を開催することによって、リスナー指導者、職域メンタルヘルスサポーターを養成します。

開催場所	受講者数	養成状況
2会場 津・尾鷲	鈴鹿市、亀山市 計15名 (うちリスナー継続研修として2名受講)	職域メンタルヘルスサポーター 1名

33105 健診・相談等サービス体制の整備

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	県民一人ひとりが
	意図	適切な健診・相談を受けている

主な取組内容

1. 壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見のため、市が実施する保健事業の運営を支援します。

1 健康増進事業

市が、健康増進法に基づき行う高齢者が生活習慣病や要介護者にならないように健康で生きがいを持って生活ができるようにする事業の運営を支援します。

(1) 健康増進事業実施状況

		計	鈴鹿市	亀山市
新規健康手帳交付数	75歳以上 (人)	115	90	25
	40～74歳 (人)	1,768	1,466	302
健康教育開催回数	個別 (人)	0	0	0
	集団 (回)	114	49	65
健康相談開催回数	重点 (回)	17	0	17
	総合 (回)	225	72	153
健康診査	受診人員 (人)	124	116	8
歯周疾患健診	受診人員 (人)	0	0	0
骨粗鬆健診	受診人員 (人)	201	0	201
機能訓練	実施回数 (回)	0	0	0
	訓練実施延人員 (人)	0	0	0
訪問指導延人数 (人)		24	24	0

資料：衛生行政報告例

332 子育て環境の整備

33203 母子保健対策の推進

(主担当：保健衛生室 地域保健課)

目的	対象	子どもを持つ親やこれから親になろうとする人が
	意図	質の高い母子保健サービスを受けている

主な取組内容

1. 妊娠から出産、乳幼児期における子育て環境を整え、育児支援をします。
2. 関係機関と協働し、身体や家庭環境及び社会環境に関して不利な条件を持つ児の養育支援等を行うことで、虐待予防に視点をおいた育児支援をします。
3. 未熟児を対象とした養育医療や育成医療、小児慢性特定疾患の治療を必要とする児童に対して治療費の一部給付等を行うことで、適切な医療が受けられるように支援します。
4. 特定不妊治療に関する費用の一部助成を行い、経済的負担を軽減します。

1 健やか親子支援事業

各市と共に、妊娠出産期から、思春期までのライフステージに応じて、親と子が健やかに暮らせる支援づくりをめざします。

(1) 地域における子育て支援

少子化社会の進む中で、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。このような保護者への支援は虐待の発生予防にもつながることから、周産期から市・関係機関と協働で支援し、子育てに対しての不安軽減をはかります。

ア 個別支援

未熟児、病院から退院連絡票で依頼のあった児及び関係機関から依頼のあった親子を対象に家庭訪問等で個別に支援します。

内容	延べ件数
家庭訪問	264
面接	45
電話相談	286

イ 関係機関との連絡調整

個別保健指導の一貫として、ケース（事例）を取り巻く関係機関とのネットワークづくりを目的に連絡会議を開催します。

開催回数	参加機関
5	鈴鹿市、亀山市、児童相談所、三重大学医学部附属病院、訪問看護ステーションなでしこ、鈴鹿保健福祉事務所

ウ 市における母子保健体制整備

育児不安の解消と子どもの安らかな発育の促進をはかるため関係機関と支援体制について検討会議を開催します。

開催回数	参加機関
3	鈴鹿市、亀山市、公立大学法人三重県立看護大学、こども家庭室母子保健グループ、鈴鹿保健福祉事務所

2 医療給付の状況

子どもを持つ親やこれから親になろうとする人の経済的な負担の軽減をはかります。

(1) 育成医療

身体に障がいのある児童に対して、日常生活能力を得るために必要な医療の給付を行い、児童の健全な育成をはかります。

疾患別給付件数	計	鈴鹿市	亀山市
肢体不自由	17	14	3
視覚障害	20	18	2
聴覚・平行機能障害	8	7	1
音声・言語咀嚼機能障害	48	31	17
心臓障害	28	21	7
腎臓障害	1	1	0
その他の内臓障害	44	37	7
免疫機能障害	0	0	0
小腸機能障害	3	2	1
肝機能障害	0	0	0
計	169	131	38

(2) 養育医療

出生体重が 2,000g 以下、あるいは生活力が特に希薄で医師が入院養育の必要を認めた未熟児に対して行います。

	計	鈴鹿市	亀山市
申請件数	45	35	10
承認件数	45	35	10

(3) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児の慢性疾患のうち特定の疾患は、極めて治療が困難で、長期にわたる治療を必要とするため、医療費の負担も高額となります。当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療給付を行い、経済的負担を軽減します。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

疾病区分	計	鈴鹿市	亀山市
悪性新生物	37	31	6
慢性腎疾患	12	10	2
慢性呼吸器疾患	3	3	0
慢性心疾患	29	21	8
内分泌疾患	79	60	19
膠原病	8	8	0
糖尿病	16	14	2
先天性代謝異常	7	5	2
血友病等血液疾患	7	6	1
神経・筋疾患	8	5	3
慢性消化器疾患	6	3	3
計	212	166	46

(4) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減をはかります。

	19年度	20年度	21年度
鈴鹿市	111件(82組)	155件(116組)	216件(145組)
亀山市	30件(19組)	37件(35組)	50件(31組)
計	141件(101組)	192件(151組)	266件(176組)

3 母体保護事業

母体の生命健康を保護することを目的とする母体保護法に基づき届出が必要となります

(1) 不妊手術届出数(法第3条及び法第25条に基づく届出)

		計	20歳未満	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳以上	不詳
法第3条第1項	第1号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 人工妊娠中絶(法第14条及び法第25条に基づく届出)

(年齢別・在胎週別届出数)

	計	15歳未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳以上	不詳
計	554	0	2	10	7	20	20	128	121	109	100	34	3	0	0
満7週以前	350	0	2	5	3	10	10	78	71	71	76	22	2	0	0
8週～11週	185	0	0	5	4	8	10	48	44	34	22	10	0	0	0
12週～15週	12	0	0	0	0	1	0	1	4	2	2	1	1	0	0
16週～19週	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
20週～21週	4	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

333 地域とともに進める福祉社会づくり

33302 ユニバーサルデザインのまちづくりの総合啓発

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目 的	対 象	県民一人ひとりが
	意 図	ユニバーサルデザインのまちづくり活動を地域で自主的に展開している

主な取組内容

1. ユニバーサルデザイン (UD) のまちづくりの基本理念を市や事業者、県民に広く普及啓発を行います。

1 「平成 21 年度三重県ユニバーサルデザインのまちづくり賞」受賞作の展示

ユニバーサルデザインのまちづくりの普及啓発を目的に募集した作品等の中で、「ユニバーサルデザインのまちづくり賞」の受賞作を展示します。

展示期間	内容
平成 21 年 9 月 7 日 (月) ~11 日 (金)	受賞作品の展示

